

速度取締り指針

平成31年1月
船橋東警察署

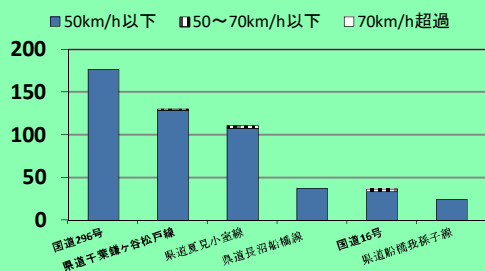
船橋東警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
千葉鎌ヶ谷 松戸線 (県道)	6:00～10:00 14:00～18:00	坪井地区	40km/h

☆ 重点以外の路線、時間帯であっても取締りを実施することがあります。

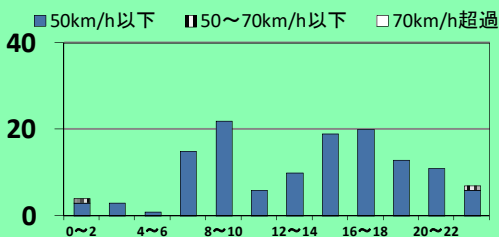
船橋東警察署管内における交通事故実態

当署管内主要幹線道路における人身事故発生状況(過去3年)



- ◎ 主な幹線道路別に過去3年間の事故発生状況を比較すると、国道296号に続き、県道千葉鎌ヶ谷松戸線での発生が多い。
- ◎ 危険認知速度別に見ると、速度50km/h以下の事故が全体のほとんどを占めている。

千葉鎌ヶ谷松戸線における時間別事故発生状況
(平成30年12月末現在)



- ◎ 過去3年間の県道千葉鎌ヶ谷松戸線における時間帯別の事故発生状況を見ると、6時から10時、14時から18時までの時間帯に事故の発生が多い。

～平成30年下半期の事故発生状況～

- 当署管内では死亡事故が1件発生し、自転車の運転者が被害にあった。
- 道路形状を見ると、信号機の無い交差点及び単路(直線)での事故発生が多い
- 高齢者が被害に遭う事故が増加しており、通勤通学時間帯の事故が多い

その他の交通指導取締り要点

当署管内全域で、飲酒運転、横断歩行者妨害、自転車の取締りを強化します。